The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	環境権の概念構造と日本国憲法
Author(s)	松浦, 寛
Citation	国際公共政策研究. 1999, 4(1), p. 59-70
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12012
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

環境権の概念構造と日本国憲法

The Structure of the General Idea of Environmental Right

松 浦 寛*

Yutaka MATSUURA*

Abstract

The environmental right is argued to be one of the rights that are based on Article 13 of the Constitution of Japan. This right is thought as the essential conception that has a significance in case of instituting legal preceedings for injunction against the environmental destructions. This right has been accepted among the academic circles, but it has not yet obtained a recognition in the judicial precedents. On the other hand, the right of privacy is another one based on the same article of the Constitution, and yet it has been supported by the judicial precedents. The reason of discrepancy between the attitudes of academic circles and the judiciary is due to, the fact that the environmental rigrt is deifferent from the right of privacy in the process of shaping the concept.

キーワード：日本国憲法、環境権、プライバシーの権利、環境保全、生活妨害
Keywords：Constitution of Japan, Environmental right, Right of privacy, Protection of environment, Nuisance

* 大阪外国語大学外国語学部 教授

1.　環境権論における学説と判例の齟齬

環境権が提唱されて以来、30年近くを経過した[1]。その間、憲法学は、学説上、環境権を「新しい権利」の一つとして承認するに至った[2]。しかし、判例は、後に詳述するように、頑なに環境権の承認を拒んでおり、学説との間で明らかな齟齬が見られる。

しかし、翻って考えると、名誉権[3]やプライバシーの権利[4]などの人格権的権利[5]の中には、環境権と同じく憲法によって明定されていない「新しい権利」として主張されながら、既に判例上承認を得ているものも見られる。そこで、本稿では、差止訴訟における権利主張の場合を前提に、名誉権やプライバシーの権利などの人格権的権利と比較しつつ、日本国憲法における環境権の権利としての構造を明らかにすることを試みる。

2.　基本権規定と差止訴訟

①　環境権の登場と停滞

環境権の提唱がなされた1970年代前半は、ようやく環境問題ないし公害問題の社会的重要性が認識されはじめた時期であった。実際、1967年には、公害対策基本法が制定され、その後、大気汚染防止法など一連の公害規制法をはじめとするいわゆる公害対策立法の整備が続けられていた。しかし、当時の状況は、法律や条例などの制度面の形式的整備は一応なされ

---

1) わが国において、環境権を法学的にまとまった形で提唱した最初の文献は、仁藤一・池尾隆良「『環境権』の法理」法律時報43巻3号（1971年）158頁以下（大阪弁護士会環境権研究会編『環境権』日本評論社1973年41頁以下所収）であろう。

2) 青柳幸一「環境権と司法的救済」公法研究58号（1996年）103頁。

3) 名誉権に関する判例は極めて多数にのぼるが、さしあたり、「『日赤郵便局爆破事件』論告における名誉毀損事件」（最二判昭和60年5月17日民集39巻4号919頁）「北方ジャーナル事件」（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）、「サンケイ新聞意見広告事件」（最二判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁）、最一判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁、最三判平成6年6月21日判時1502号96頁、最三判平成9年5月27日民集51巻5号2024頁、最二判平成10年1月30日判時1631号68頁、など。

4) プライバシーの権利に関する判例は極めて多く枚挙に暇がないが、榎原猛編『プライバシー権の総合的研究』法律文化社1991年404頁以下［大里坦］に詳しい。なお、最近の判例で、目新しい事例としては、個人信用情報センターにおけるブラック情報登録制度についての「情報提供差止等請求事件」（東京高判平成10年2月26日金融法務1526号59頁）、インターネット接続会社の管理する顧客データに関する東京地判平成10年2月27日判時1637号152頁などがある。

5) 周知のように、人格権の概念は、広狭様々に用いられ、概念上の混乱があると言って良い状況にある（榎原猛著『憲法　体系と争点』法律文化社1986年133頁）。たとえば、狭義に解する伝統的な見解によれば、人格権は、名誉、肖像、プライバシー、著作権などの上位概念として、比較的限定的に理解されていた（芦部信喜編『憲法II　人権(1)』有斐閣1978年156頁［種谷春洋］）。しかし、最近では、むしろ、肖像権やプライバシーの権利とは別に、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであ」る（「大阪国際空港事件」控訴審判決（大阪高判昭和50年11月27日判時797号36頁））と理解したり、おとり捜査、強制採尿など従来の狭義の人格権においては十分にフォローしきれていなかった権利を含めて捉える傾向が見られる（野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利著『憲法I』（新版）有斐閣1997年249頁［野中］）。この点についての概念の整理については、精査を要する事項も多いので他稿に譲る。

つつあったとはいえ、それに必ずしも実質がともなわず、現実の対策は不十分なままおかれていたし、行政の対応も十分なものとは言い得なかった。その結果、当時の状況にあっては、環境権の提唱は、「法律・条例を制定せよとの要求とか、行政に公害対策を積極的に進めよという要求の根拠となる[6]」といった嚮導的意味を含めて、極めて大きなインパクトを持っていた。

しかし、今日においては、環境保全の実が真の意味において上がっているかどうかはともかくとして、実定法の整備はかなりの充実を見るに至り、行政を突き動かすのに敢えて環境権を持ち出す必要はなくなっているように思われる。その意味において、環境権の嚮導的意義は失われたと言って良いであろう。そして、そのような状況こそが、「環境保全についての論議の大波[7]」の後の「環境権論の停滞[8]」をもたらした一因となったと考えられる。

さらに、訴訟の場においても、当然のことながら、「損害賠償請求にかかる不法行為上の被侵害利益は、必ずしも権利性を有することは必要でなく、法的保護に値するものであることをもって足りる[9]」とされているから、損害賠償を請求するに際して、敢えて環境権の承認を求め、それが侵害されたことを主張する必要はない。また、行政訴訟の場合、たしかに、環境権が承認されれば、環境破壊の原因となる行為に関係する許認可などの処分の取消訴訟における原告適格をめぐる問題の解決は容易になるであろう。しかし、行政事件訴訟法9条は原告適格を有する者の範囲を「法律上の利益を有する者」と定めていることから、通説的見解によれば、憲法に限らず何らかの実定法が保護している利益を侵害された者は原告適格を有することとなる[10]。その意味で、憲法上の権利としての環境権が承認されるか否かは、原告適格の有無を決する決定的な要素とはなり得ない[11]。その結果、環境権の主張がもっとも重要な意味をもつのは、民事訴訟において、被害者が環境権を根拠として、加害行為を差し止め[12]ようとする場面であろう[13]。この点において、環境権の主張の重点が、私権としての環境権の確立におかれた[14]意義は、それが差止請求の根拠となり得るという限りにおいて、今もって失われていないと思われる。

---

6) 大阪弁護士会・環境権4頁［沢井裕］。
7) Gerhart Igl, Neue Klageformen im Umweltschutzrecht?, PWVPr 1976.S.98.
8) 青柳・公法研究58号103頁。
9)、「横田基地第三次訴訟」第一審判決（東京地判八王子支部平成元年3月15日判タ705号205頁）、幾代通著・徳本伸一補訂『不法行為法』有斐閣1993年61頁、ほか。
10) 原田尚彦著『行政法要論』（全訂第3版）学陽書房1994年332頁。
11) ただ、行政処分といえども基本的人権を侵害し得ないのは当然である（高田敏編著『行政法―法治主義具体化法としての―』（改訂版）有斐閣1994年37頁［高田］）から、環境権の承認の有無が、訴訟において問題となっている処分の違法性判断に影響することは言うまでもない。
12) 大阪弁護士会・環境権10頁［沢井］。
13) 小林直樹著『現代基本権の展開』岩波書店1976年291頁。
14) 大阪弁護士会・環境権5頁［沢井］。

② 差止訴訟における環境権確立の意味

そこで、このような状況を前提として、環境権を確立することが、差止訴訟において、どのような意味を有するかについて瞥見すると、おおよそ次のようなことを言い得るであろう。

ちなみに、民事訴訟法学における伝統的な講学上の説明によると、民事訴訟法が予定している基本的な訴訟類型は、給付訴訟、確認訴訟、及び、形成訴訟である[15]とされており、差止訴訟の存在は予定されていない。しかし、その一方で、実定法上の明文規定がある場合（商法20条、21条、272条、280条ノ10、特許法100条、商標法36条、著作権法112条、不正競争防止法3条など）[16]や、物権的請求権など文理上差止請求権が当然に認められる場合[17]に限り、判例は、従来より、差止請求を許容している[18]。これは、言うまでもなく、差止の効果がその対象となった活動を完全に停止せしめるという、極めて強力なものであることに鑑み、その活動がもたらす有益性と有害性の間の利益衡量を原則として立法者に委ね、当該活動がもたらす有害性が有益性を上回ると立法者によって判断された場合に限り、差止請求を許容することを意味する[19]。

ところが、環境問題をめぐる差止訴訟においては、上記の一般的な図式と若干異なった状況がみられる。すなわち、最高裁は、「国道四三号線訴訟」上告審判決[20]において、侵害行為に著しい違法性が認められる場合には、差止請求の法的根拠に必ずしも拘泥することなく、差止請求を認容する可能性を示唆している[21]。これは、ある意味においては、裁判所自身が、差止の対象となっている活動の有益性と有害性の間の利益衡量を行なうことを認めるものであると言って良い。

それにもかかわらず、環境権を根拠とする差止請求について裁判所は、「環境権は、……実定法上の明文の根拠が皆無であるのみならず、その要件や効果、権利の帰属主体等が明確でないなど権利として未成熟であり、その権利性につき未だ一般社会の法的確信が形成されたとはいい難い[22]」とか、「環境権なる権利は、実定法上の根拠もなく、その内容、要件等が抽象的で、不明確である等多くの難点が存し、とうてい認めることはできない[23]」といった判示を繰り返し、否定的な見解に固執している。これらの判示は、とりもなおさず、わが国の裁判所における環境権についての最初の判断とされる昭和47年の「国分市し尿処理場増設禁止仮処分事件」第一審判決[24]に見られる「環境権なる権利を各個人が有するということは、

15）中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『新民事訴訟法講義』有斐閣1998年28頁（徳田和幸）。
16）上田徹一郎著『民事訴訟法』法学書院1998年120頁。
17）星野英一著『民法概論II（物権・担保物権）』良書普及会1980年20頁。
18）松浦馨「差止請求と仮処分」ジュリスト500号（1972年）368頁。
19）拙著『環境法概説』（改訂新版）信山社1997年93頁。
20）最二判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁。
21）拙著・環境法概説105頁。
22）「横田基地第三次訴訟」第一審判決。
23）「琵琶湖総合開発計画工事差止請求事件」第一審判決（大津地裁平成元年3月8日判時1307号24頁）。
24）鹿児島地判昭和47年5月19日判時675号26頁。

各個人の権利の対象となる環境の範囲(環境を構成する内容の範囲、およびその地域的範囲)、共有者となる者の範囲のいずれもが明確でないという点を考えるとたやすく同調しがたい」という見解と基本的に同じであると言って良い。かくして、環境権に対する判例の態度は、30年近くにわたりほとんど変化していないことになる[25]。そして、このような状況は、判例が環境権を承認し得ない理由として挙げてきた、①実定法上の明文の根拠がないこと、②権利としての未成熟性、③環境権に期待される不可侵で絶対的な予防ないし排除の法的効果が強烈である、という指摘[26]に対して、学説が説得力ある理論を構築してこなかったことを意味する。このような状況が生まれた原因の一つは、初期の環境権論が、環境権の私権性や司法的差止の根拠になり得ることを説くのに熱心であった反面、環境権の理論的根拠、とりわけ、憲法の規定と環境権の関係を十分に詳論しないままに終始した点にあると考えられる[27]。その点において、学界の側の努力不足の結果であると言っても良いであろう。

ただ、翻って考えると、判例が環境権を承認し得ない理由として掲げる三点は、互いに関連しているとも言い得る。すなわち、第一の「実定法上の明文の根拠がないこと」と第三の「環境権に期待される不可侵で絶対的な予防ないし排除の法的効果の強烈さ」という二つの理由付けは、いわば表裏一体のものであって、仮に、実定法上に明定された根拠があれば、いくらその効果が強烈であっても、差止は認容されることになる[28]。また、第二の理由である「権利の未成熟性」にしても、仮に、環境権を定める明文規定が設けられれば、成熟した権利として承認されたと評価されることになろう。しかし、諸般の状況を見ると、さしあたり、環境権が何らかの実定法に取り入れられる可能性は考えられない。そのため、これらの問題は、憲法を中心とする既存の法規定の解釈的操作によって解決しなければならないことになる。

③　憲法の基本権規定と差止訴訟

わが国の実定法の状況を見ると、目下のところ、環境権の根拠となり得る規定は、憲法13条及び25条を置いて見いだし得ないのが実情である。その際、これらの憲法規定に、差止の直接的根拠となる前述の商法20条の規定のような文言が含まれていないことは言うまでもない。しかし、これらの規定が、全く、差止の根拠となり得ないわけではないことに注意を要

25) これらの判例と同様の立場にたつものとして、千葉地決昭和51年8月31日判時836号17頁、東京高決昭和52年4月27日判時853号46頁、「豊前火力発電所操業差止訴訟」第一審判決（福岡地小倉支判昭和54年8月31日判時937号19頁）、同控訴審判決（福岡高判昭和56年3月31日判時999号3頁）、「名古屋新幹線訴訟」第一審判決（名古屋地判昭和55年9月11日判時976号40頁）、同控訴審判決（名古屋高判昭和60年4月12日判時1150号30頁）、「伊達火力発電所建設等差止請求訴訟」第一審判決（札幌地判昭和55年10月14日判時988号37頁、などがある。

26) 青柳・公法研究58号103頁。

27) 青柳・同上、和田真一・松浦寛「環境権論　II基本的人権論の観点から」法律時報65巻3号（1993年）97頁（古賀哲夫・山本隆司編『現代不法行為法学の分析』有信堂高文社1997年207頁）［松浦］。

28) たとえば、著作権法112条1項は、著作権等の侵害行為に対する差止請求権を認めている。これは、憲法上の権利である表現の自由を制限し、著作物等が人目に触れることを禁止するという強烈な効果を有するものであると言える。

する。特に、憲法13条については、既に、差止の根拠となり得ることが判例上承認されるに至っている。たとえば、「大阪国際空港事件」控訴審判決は、憲法13条より導きだされる人格権を根拠として航空機発着の差止を認容し、また、「北方ジャーナル事件」上告審判決も、同じくプライバシーの権利を根拠として出版の差止が認容される可能性を示唆している[29)]。

このように、判例は、憲法の規定の解釈を通じて差止の根拠を見いだし得る可能性を認めている。しかも、差止の根拠として援用されている人格権やプライバシーの権利の拠って立つ規定は、環境権もその憲法上の根拠としている憲法13条である。かくして、同じ憲法13条より導きだされる権利でありながら、人格権やプライバシーの権利が、判例上、憲法上の権利としての承認を得て、差止の根拠となり得ているにもかかわらず、環境権は、判例上承認を得られないまま置かれている。その結果、人格権やプライバシーの権利と環境権はともに憲法13条より導きだされる権利であるにもかかわらず、このような相違の生じる理由が奈辺にあるのかを詳細に検討する必要がある。

3. 人格権的権利の構造

① 人格権的権利の特徴

人格権やプライバシーの権利が、判例上、差止の根拠として承認を得ていることは、先に述べたごとくである。ちなみに、「大阪国際空港事件」において、航空機の発着差止の根拠とされた人格権は、周知のとおり、憲法13条から解釈上導きだされるにすぎない権利であることについては見解の一致が見られるものの、そのとらえ方には広狭があり[30)]、必ずしも、一義的に定義付けられているわけではない[31)]。また、「北方ジャーナル事件」において、その根拠として援用されたプライバシーの権利も、同じく、憲法によって明文で保障してはおらず、憲法13条所定の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」から解釈上導きだされるにすぎない。しかも、プライバシーの権利の定義付けも、明確になされているわけではない[32)]ことは、衆目の一致するところである。かくして、環境権と同様に、人格権にしてもプライバシーの権利にしても、憲法に関する限り「明文の規定を欠く」だけではなく、その概念が一義的に定義付けられていないという点において、「権利としての未成熟」と言って良い。

とりわけ、「北方ジャーナル事件」にあっては、もとより、憲法21条が明文で保障している表現の自由をも犠牲にして、出版等の差止もありうることを認めるものである。したがって、

29) プライバシーの権利などの人格権的な権利による差止の認容については、疑問を差し挟む向きもなくはない。たとえば、松浦(馨)・ジュリスト500号368頁。
30) 注5参照。
31) 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ』(新版) 有斐閣1997年249頁［野中］。
32) 佐藤幸治著『憲法』(第三版) 青林書院1995年453頁。

憲法が明定せず、しかも、権利としての成熟性において欠ける点のあるプライバシーの権利に、憲法上極めて厚く保障されるべき表現の自由[33]を上回るほどに強烈な効果を認めたと言って良い。この点において、「北方ジャーナル事件」における判断は、環境権をめぐる状況と大きく異なる。

そこで、この点を按ずるに、環境権と比較して、既に、判例上承認をているプライバシーの権利や人格権には、際立った特徴があると思われる。第一に、これらの権利は、なるほど、その概念こそ一義的に規定されてはいないが、その権利をどのように定義付けるにせよ、その定義付けの内部において概念的矛盾を含むものではない。そして、そうであるからこそ、異種の権利との衝突や矛盾抵触は生じるとしても、同一の権利によって保護されるべき利益相互の衝突や矛盾抵触が生じることはない。したがって、裁判所は、異種の権利の間で利益衡量を求められるとしても、同一の権利によって保護されるべき利益相互間の利益衡量を求められることはないと言い得る。第二に、仮に、プライバシーの権利や人格権と他の権利との間で利益衡量を求められるとしても、多くの場合、民法その他を含めての法体系全体を見れば、いずれの利益に優越的利益を与えるべきかについて、一応の解答が示されていることが多い。これらの点について、項目を改めて詳述する。

② 人格権的権利の内部構造

まず、人格権の内部構造について見ると、前述のとおり、その内容は極めて多岐に及んでいる。しかし、本稿と最も関係の深い生活妨害の差止の場合を例にとれば、人格権によって保護されるべき生活上の利益と対立関係にあり、利益衡量の対象となるのは、営業の自由[34]や公共性[35]などであって、異種の人格権的な利益がその対象となることは、一部の例外[36]を除いて考えられないであろう。

33) 憲法学では伝統的に、裁判所が議会の制定した法律の合憲性を審査するに際して、表現の自由を制約する立法とその他の一般的な自由、典型的には経済的な自由権を制約する立法とで、異なる態度で臨むべきであるとする「表現の自由の優越的地位」あるいは「二重の基準」と呼ばれる議論が支持されてきた。そして、その際の根拠として、表現の自由は民主的政治過程維持機能を有するとともに、個人の自律およびそれに基づく人格的発展にも重要な役割をはたすものであることがあげられる（長谷部恭男『憲法』新世社1996年195頁）。

34) 人格権と営業の自由の間での利益衡量が問題になったと考えられる例としては、名古屋地判昭和42年9月30日判時516号57頁、佐賀地判昭和42年10月12日判時502号26頁、新潟地判昭和43年3月27日判時520号16頁、名古屋高判昭和43年5月23日下民19巻5・6号317頁、大阪地判昭和63年5月30日判時1306号72頁、仙台地判平成4年2月28日判時1429号109頁、最一判平成6年3月24日判時1501号96頁、などがある。

35) 人格権と公共性の間での利益衡量が問題となったと考えられる例としては、「大阪国際空港事件」（とりわけ、控訴審判決）、「名古屋新幹線事件」、「国道四三号・阪神高速道路事件」（最二判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁）、などがある。

36) なお、生活妨害にかかる利益衡量をめぐる事例のうち、多少微妙なものとして、住宅相互間の相隣関係的な騒音被害に関するものがある（東京高判昭和46年5月14日判時636号52頁、東京地判平成6年5月9日判時1527号116頁、東京地八王子支判平成8年7月30日判時1600号118頁、など）。確かに、人が普通の生活を営むに際しては、ある程度の騒音の発生は止むを得ないところであるが、一般論的には、そのような騒音を発生させることを人格権の問題と捉えることは無理があろう。ただ、こどもの情操教育に一環としてピアノの練習等をさせる際に発生する騒音が問題になる場合については、こどもの人格の自由な発達の権利としての人格権と隣家の静穏な生活を営む権利としての人格権が抵触することもなくはないとも言えよう。

また、プライバシーの権利の内部構造について見ると、端的にいって、「プライバシー」の観念は市民の法意識のなかに確実に存在するにもかかわらず、法的価値概念としての「プライバシー」ないし「プライバシーの権利」についての的確かつ一般的な定義付けはなされていないのが実情である[37]。しかし、プライバシーの権利をどのように定義付けるにせよ、プライバシーと観念される利益のなかで、利害の対立が生じたり、プライバシーの範疇に含まれる複数の利益の間で裁判所が利益衡量を求められることは、目下のところ想定できないであろう。すなわち、プライバシーの権利をめぐっては、極めて多くの判例が蓄積されているが[38]、それらはことごとく、プライバシーの権利と表現の自由[39]あるいは前科照会[40]や税務調査[41]上の利益との抵触が問題になった例である。

その結果、裁判所が、人格権やプライバシーの権利をめぐって利益衡量を求められるのは、それらの権利とは概念を全く異にする権利や利益との間に限られると見て良いであろう。その際、たとえば、プライバシーの権利や名誉権との抵触を生じる権利ないし利益の典型的なものである表現の自由を例にとった場合、次のような点を指摘し得る。すなわち、表現の自由は、「立憲民主主義の維持・運営（国民の自己統合）にとって、不可欠であって、その不可欠性の故に『表現の自由』の『優越的地位』が帰結される」と同時に、「『表現の自由』は人間の精神活動の自由の実際的・象徴的基盤であるとともに、人身の自由や私生活の自由などの保障度を国民が不断に監視し、自由の体系を維持する最も基本的な条件」であるとされ[42]、経済的自由権に対して優越的な地位が認められるばかりでなく[43]、基本的人権体系のなかでも最大限の尊重を必要とする基本的人権であるとされている。

それにもかかわらず、刑法が信書の開封（133条）、名誉毀損（230条）などを刑事罰の対象としているばかりでなく、民法も名誉毀損を不法行為の一類型として損害賠償の対象とするとともに、加害者に対して現状回復を求め得る旨の規定を置いている（710条、723条）。その結果、憲法に固有の価値体系に基づく価値判断であるか否かはともかくとして、刑法や民法まで含めた法体系全体の価値判断としては、名誉権やプライバシーの権利ないしそれから派生する権利について、表現の自由よりも優越的な地位を認める場合もあり得ることを示していると言って良い。そして、このように一定の価値判断が、何らかの形で示されている状況の下にあっては、裁判所は、ある意味で安心して利益衡量を行ない差止を認容し得るものと

37）榎原猛編『プライバシー権の総合的研究』法律文化社1991年2頁［榎原］。
38）同上404頁以下［大里担］。
39）表現の自由とプライバシーの権利との間での抵触が問題になった例は極めて多い。さしあたり、「『宴のあと』事件」（東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁）、「『エロス＋虐殺』事件」（東京高決昭和45年4月13日判時587号31頁）、「ノンフィクション『逆転』事件」（最三判平成6年2月8日民集48巻2号149頁）、など。
40）最三判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁。
41）京都地判平成7年3月27日判時1554号117頁。
42）佐藤(幸)・憲法514頁。
43）最大判昭和47年11月22日刑集26巻9号586頁。

考えられる。そして、人格権も、事態は多少複雑であるが、同様のことが言えるものと思われる。

4. 環境権の構造

① 環境要素の多様性と環境権の主張

しかるに、環境権について見ると、その内容については、必ずしも明確でないばかりか、論者によってそのとらえ方にかなりの混乱が見られる。たとえば、初期の環境権論者は、環境には自然的環境と人工的環境があり、環境それ自体が広範にして複雑多様である[44]ことについて指摘するものの、自らが主張する環境権が、自然的環境及び人工的環境といかなる関係にあるかについてはほとんど議論をしないままで、環境権を「人間が快適な生活を送るための環境に対する権利[45]」、「良き環境を享受し、かつこれを支配する権利[46]」などと定義するにとどまった。その結果、一部の論者にあっては、歴史的文化財の保護を目的とする歴史的環境権ないし文化的環境権も含めたかたちで環境権を主張する向きもある[47]。このように、環境権によって保護されるべき環境要素の範囲をどのように考えるか、換言すれば、環境権において想定される環境の質をどのように考えるかは、論者の世界観によって左右され、必ずしも一義的に確定され得るものではない。

そこで、この点を若干敷衍すると、原生の自然環境は野生動物や植物にとっては、確かに、その生存にとって理想的な環境であると考えられる。しかし、それは、普通の人間にとって快適な生活環境とは言えないし、農業生産にも適さない[48]。また、逆に、短時間滞留するだけの場合はともかく、全くの人工的環境のなかで人間が、永続的に生存することは不可能である[49]。その結果、当然のことながら、実際の人間生活の快適性という面から言えば、原生の自然環境も完全な人工的環境もともに優れているわけではない。かくして、常識的な判断からすれば、日常生活の場においては、自然的環境がある程度保たれており、しかも生活の利便性の確保のために必要な人工的環境が程よく混在し、そのうえで、リクリエーション等

44) 大阪弁護士会・環境権 8 頁［沢井］。
45) 同上 7 頁［沢井］。
46) 同上23頁［川村］。
47) 林迪廣・江頭邦道・甲斐祥郎著『環境法大意』法律文化社1987年 5 頁［林］。なお、広義の環境権論の中には、自然物に法的主体性を認めるべきであるとする主張も見られ（山村恒年・関根孝道編『自然の権利』信山社1996年参照）、そのような考え方に基づいて自然物を原告とする訴訟（たとえば、「オオヒシクイ訴訟」（東京高判平成 8 年 4 月23日判タ957号194頁）も提起されている（山村恒年著『検証しながら学ぶ環境法入門―その可能性と課題』昭和堂1997年41頁以下）。
48) 農村の風景は、一見自然そのものに見えるけれども、本来そこにあった自然を改変して、農業に適した生態系を人間が作り上げた結果出来上がった人工的な景観に他ならない（拙著・環境権概説30頁）。
49) たとえば、動植物に生存に不可欠な酸素は、海洋や森林に生息する植物の光合成によって供給されている。また、食料にしても、その多くを生態系の恵みとして得ていると言って良い。そのような、酸素の供給や食物生産の輪廻を、完全な人工的環境のなかで行なうことは、実験的な試みは別として、事実上不可能であろう。

の非日常的な活動に際しては比較的簡単に良好な状態で保存された自然的環境に接し得るような環境が、人間生活に適した環境と言うことができよう。

しかし、これは一般抽象的に言えることであって、具体的にどのような環境状態が理想的なものであるかについては、各人の価値観が如実に反映され、必ずしも万人に受け入れられる結論を導きだすことは困難である。たとえば、日常生活における自然的環境と人工的環境の混在の程度を考えても、園芸などの植物栽培に強い興味を有する人と、昆虫などに嫌悪感を感じる人とでは、自ずから異なった感覚を持って然るべきであろう。また、生活の利便性向上のための人工的環境要素の一つであると考えられる橋梁（たとえば、瀬戸大橋を想起せよ）のようなものを考えた場合、その橋梁から比較的離れた場所に居住しているが、それを比較的頻繁に利用する人と、橋脚の立っている島に居住しているが橋の構造上その橋梁を利用し得ない人では、当然のことながら、そのために必然的に生じる環境破壊に対して異なった評価をするものと考えられる。ましてや、人間の日常的生活空間から隔絶された場所にある比較的小規模な原生林等の自然的環境の場合、そのような自然に価値を見いだすか否かは、そこに生息する動植物などにどれだけの思い入れがあるかといったことなど各人の価値観によってまちまちであろう。

② 環境権の主張と環境の質

このような状況のなかで、環境権の主張がなされた場合、何らかの利益の侵害があればその主張が認容され得る損害賠償請求とは異なって、差止請求においては、裁判所としてはその請求を認容するのに慎重にならざるをえない。とりわけ、極めて高度の公共性を有する施設や、市民生活に不可欠な施設の建設差止についてはなおさらであろう。たとえば、家庭ゴミの処理を目的とする廃棄物処理場は、地域住民の生活上不可欠な施設としていずれかの場所に建設せざるを得ない性質のものである。その結果、このような施設の建設場所の決定には、いずれの利益を犠牲にし、いずれの利益を優先するかという利益衡量を求められることになる。その際、廃棄物処理場から排出されるダイオキシンなどの有害物質によって、近隣住民の生命や健康が危険にさらされるといった明白な危険が生じるような例においてはともかく[50]、いずれの自然的環境を犠牲にするかと言ったレベルでの利益衡量の場合、少なくとも憲法の条文からは明確な価値判断の基準は読み取り得ず、裁判所は利益衡量に窮することになる。

50) 現実に、裁判所も、「多数の被害者が健康にも影響を及ぼす程度の被害を受け居住地、住居を生活活動の場として利用することが困難となる蓋然性が高い場合には、その被害は金銭的補償によって回復し得る性質のものではないから、たとえ公害発生原因となる施設が公共性の高いものであっても、他の特別の事情のない限り受忍の限度をこえるものとして差止請求が許容される」と判示する（広島高判昭和48年2月14日判時693号27頁。なお、松山地宇和島支昭和54年3月22日判時919号3頁、名古屋地判昭和54年3月27日判時943号80頁など同旨）。

そして、そのような利益衡量の困難さこそが、裁判所をして、人格権による差止請求を認容する一方、環境権による差止には慎重ならしめているといって過言ではない。たとえば、「名古屋新幹線訴訟」控訴審判決が、「環境の破壊行為と目される行為が住民の具体的権利を侵害するおそれが生じたときは、当該権利侵害のおそれを理由として侵害行為の差止を請求することができる」としたうえで、「具体的被害の発生をはなれ、あるいは、個人の被害を超えた地域的被害をもってその内容とし得る環境権なる私法上の権利を構成し、それによる差止を認めることにより直接環境の保全を企図するごときは、自然環境の破壊を未然に防止するという社会的目的を達成するための即効的な手段を求めるのに急な余り、個人の私権の保護を中心に発達してきた民事裁判制度に対し、その本来の目的を超えて、社会的、経済的、文化的な価値判断を含む広範な裁量に基づく公権力発動の可能性を求めるものであり、法解釈の限界をこえるものといわざるを得ない」と説くのは、まさにこの点をつくものであると言って良い。すなわち、この判示は、「住民の具体的権利を侵害する」に至る以前に、環境侵害の差止を裁判所が認めることは、取りもなおさず、「社会的、経済的、文化的な価値判断を含む広範な裁量」を裁判所に求めるに等しく、そのような価値判断を直接行なうことは裁判所の権限の外にあるということを述べているものと解される。

かくして、立法政策的な解決ではないかたちで、裁判所をして環境権を認めさせるためには、現行法の価値体系の中で、環境権が想定している環境の質について一定の枠組みを示し、「社会的、経済的、文化的な価値判断」の指針を示す必要があろう。

5. 環境的利益と日本国憲法

このような環境権によって保護されるべき利益のあり方をめぐる価値判断を行なうにあたって一つの理論的可能性を提供するのは、ドイツ連邦基本法に環境保護規定（20ａ条）を挿入するための基本法改正に際して行なわれた論議であろう。そこでは、周知のように、「人間中心主義」対「生態系中心主義」という図式で、議論がなされたとされている[51]。

しかし、日本国憲法の場合、当然のことながら、環境権を直接的に定める規定は存在せず、憲法を改正して環境権に関する規定を追加することをめざす具体的な動きも存在しない。したがって、わが国における環境権の内容を画するためのある種の価値判断を行なうためには、環境権の根拠とされる憲法の規定を虚心坦懐に解釈して、それらの規定がどのような環境的利益を保護しているかについて明確にする必要があろう[52]。そして、その際に、検討の対象

51) 浅川千尋「西ドイツにおける国家目標規定『環境保護』をめぐる最近の議論について」阪大法学40巻２号454頁、青柳・公法研究58号104頁。

52) 環境権の私権性を強く主張し、私法上の差止めの法的根拠としての機能を強調する傾向の色濃く見られた初期の環境権論のなかにあって、日本国憲法の文言に即して、環境権の内容や法的性格を明確にするべきことを説いた先駆

となる憲法の条項は、当然のことながら、13条と25条である。

13条及び25条の保護法益と環境的利益の間の関係については、他の論稿において考察の対象としてきた[53]。そこで、詳細はそれらに譲るとして、簡単に要約すると以下のとおりである。まず、13条によって保護される環境的利益としては、「生命を危険に陥れるような深刻な環境侵害は勿論のこと、生物学的意味ばかりではなく精神的意味も含めての身体の完全性を損なうに至るような環境侵害や、精神的な側面で正常な人間の活動を阻害するに至るような不快な騒音、審美的に良くない景観などを出現させる行為の排除が含まれることになる[54]」と考えられる。次に、25条によって保護される環境的利益としては、「『健康で文化的な最低限度の生活』を営み得る環境の維持・改善と破壊の防止、すなわち、人間の肉体的、精神的、社会的完全性を阻害する直接的な行為、及びそれに至る環境の破壊の防止、並びに、健康で文化的な最低限度の生活を営み得ない状況にある環境の改善」が含まれることになろう[55]。

これらの点から按ずるに、人間も生物の一つの「種」である以上、その生物学的生存や健康な生活に不可欠な基礎的要素としての生態系が当然環境権の保護対象になることは言うまでもないところである。しかし、人間たるに値する生存には、それらの諸条件の充足を越えて、高度の精神活動や文化的な活動、あるいは様々な社会活動が行なわれて初めて実現され得るという側面を有していることも事実である。その結果、これらの活動を支える社会的諸条件もある程度考慮せざるを得ないことになる[56]。

かくして、日本国憲法によって保護の対象とされる環境権の全体像を明らかにするためには、憲法が想定している環境の質にかかわる諸要素を、憲法の文言に即して分析的に明らかにする作業が必要となろう。この点については、他日を期する。

的論稿として、伊藤公一「環境権との関連における憲法一三条の考察」一橋一億博士還暦記念論文集『憲法と環境問題』中央書房1976年21頁以下は、注目に値する。

53) 拙著・環境権概説（改訂新版）55-9頁、62頁、70頁。拙稿「環境権の根拠としての日本国憲法二五条の再検討」阪大法学141・142合併号（1987年）351頁、拙稿「環境権の根拠としての日本国憲法一三条の再検討」榎原猛先生古稀記念論文集『現代国家の制度と人権』法律文化社1997年155頁以下。

54) 拙著・環境権概説（改訂新版）58頁。

55) 同上・70頁。

56) この意味においては、日本国憲法によって根拠付けたれる環境権は、人間中心主義的な構成をとることになろう。ただ、人間中心主義的な構成をとった場合、たとえば、北海道知床の原生林及びそこに生息する野生動物の保護を目的とする樹林の伐採の差止を請求するような際に、環境権がどこまで有効性を持ち得るかについては、慎重な検討を要するであろう。